

市民団体協働の川づくり事業 実施要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、地域住民が河川への親しみを持つとともに、安全に、かつ、安心して生活することができる川づくりを目的として、北海道と市民団体が協働して実施する草刈り、伐開及び伐開に伴う下草刈り（以下「草刈り等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において、「市民団体」とは、河川の沿川自治会、河川愛護団体等で、総合振興局長（留萌振興局長）が適当と認めた団体をいう。

(適用範囲)

第2条 河川管理上必要な草刈り等について、予定価格が30万円未満のものうち、作業難易度、安全確保等を考慮し、市民団体に行わせることが適当と認められる区域とする。

(事業実施の決定)

第3条 総合振興局長（留萌振興局長）は、市民団体からの要望に基づいて市町村長と協議を行い、事業の実施を決定するものとする。

(費用の算定)

第4条 費用の算定は、別に定める算定基準により行うものとする。

(損害保険の加入等)

第5条 市民団体は、草刈り等の実施に当たって損害保険（傷害保険及び賠償責任保険）に加入するものとする。

(作業完了の報告)

第6条 市民団体は、草刈り等の作業が完了したときは速やかに作業完了報告書を提出するものとする。

(作業完了の確認等)

第7条 総合振興局長（留萌振興局長）は、前条の作業完了報告書の提出を受けたときは、直ちに草刈り等の作業実施結果を確認するものとする。

2 総合振興局長（留萌振興局長）は、前項の確認結果を市民団体に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

2 総合振興局長（留萌振興局長）は、この要綱に定めのない事項については、維持管理防災課と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月8日から適用する。